

## 社会福祉法人 中新田福祉会

### 役員等の報酬及び費用の弁償に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中新田福祉会（以下「法人」という。）  
定款第8条・21条各項に関する事項を定めることを目的とする。

#### (役員)

第2条 本規程の役員の範囲は、定款第2章・第4章に規定する次に掲げるもの  
をいう。

- 一 評議員
- 二 理事
- 三 監事
- 四 評議員選任解任委員

#### (報酬)

第3条 役員は報酬とする。

#### (費用弁償)

第4条 この法人の役員は費用弁償は、勤務実態に即して支給する。  
2前項の費用弁償は、別表のとおりとする。

#### (役員の旅費)

第5条 この法人が定めた役員は旅費は別表のとおりとする。  
2特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた  
額とする。

#### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬の  
支給の基準として公表する。

#### (改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
平成27年12月4日 一部改正  
平成29年2月9日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正

## 別表

### 第4条関係

評議員会・理事会・監査に伴う費用弁償 8,000円

その他の費用弁償 5,000円

上記の他、理事長が必要と認めた場合。

### 第5条関係

会議等開催場所が、地域内の場合支給しない。

地域以外の場合、法人の定める就業規則、給与規程等関係  
規程を準用する。